

質問内容

Q

1法人から複数の役員を選出することについて

- 1 理事のうち組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できるか。
- 2 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できるか。
- 3 上記の質疑1,2が合法的な場合、被選者1人を除き他は員外役員となるか否か。
- 4 質疑2の合法的な場合でも、
 - (1) 1法人でも1組合員であるので1組合員から理事と監事が出ることは役員の兼職禁止に抵触するとの意見
 - (2) 役員の就任は自然人(個人)として就任するので同一法人から出ても兼職とならないとの意見
 どちらが正しいか。なお、当組合の実際例については組合員たる1法人の代表取締役を理事に、他の平取締役を監事に選任する状況にある。

回答内容

A

- 1 理事は、組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できる。
- 2 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できる。
- 3 複数の組合役員を選任した場合複数の組合役員は員内である。
- 4 (2)のとおりである。
すなわち、役員の就任は自然人として就任するので、同一法人から出ても兼職とはならない。



平成30年度総会の様子

平成31年度中央会通常総会のご案内

日時: 2019年6月12日(水) 午後1時30分より 場所: 山形市「ホテルメトロポリタン山形」
 会員の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
 また、通常総会終了後に「経営力強化セミナー」の開催を予定しています。
 併せて、ご出席くださるようお願いいたします。

Coffee break

本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひ一読ください!

Vol.12

連携支援部 主事 小関 卓司

今号は連携支援部の小関が担当します。よろしくお願いします。2018年12月に結婚しまして、名字が梅田から小関になりました。私は、青森県津軽地方の生まれで、平成17年に山形に来て以来14年が経ちました。山形弁をマスターするにはまだまだ時間が掛かりそうです。

ところで、皆さんは冬といえば何を連想しますか？

私は以前、東京へ旅行した際に観た「青の洞窟」に感動して以来、各地で行われる「イルミネーション」を観に行くことが楽しみの1つになっています。

いまや、冬の風物詩といえるほど、毎年各地で開催されているイルミネーション。

おとぎの国を訪れたかのような幻想的な空間は、私達に感動を与え、非日常を楽しむことができます。

いつか行きたいと思っている長崎県佐世保市にあるハウステンボスの「光の王国」は、1,300万球の電球を使い、園内全体が光に包まれる世界最大スケールのイルミネーションイベントだそうです。

皆さんも光に彩られた、幻想的な雰囲気の中で、非日常を体験してみたいはいかがでしょうか？



青の洞窟 SHIBUYA